

※FAX 送信 (本文別送あり)

公社日技第 07-20 号
2012 年 7 月 24 日

都道府県歯科技工士会会長 様

公益社団法人 日本歯科技工士会
歯科技工管理担当
常務理事 奥村 英



歯科技工士法施行規則一部改正案に関するパブリックコメント公示について

毎々の会務ご協力を深謝いたします。

さて、歯科技工指示書の記載事項追加及び歯科技工所構造設備基準の法令上明確化を踏まえた歯科技工士法施行規則の一部改正が予定されています。

その過程において、現在パブリックコメント制度（あらかじめ改正案を公表し、広く国民から意見、情報を募集する手続き制度）に改正案の内容が公示されております。

つきましては、関係資料を同送し意見募集期間（2012年8月9日まで）、意見提出方法等をお知らせいたしますので、内容をご確認いただき必要に応じた積極的な意見提出をいただきます。

なお、本件につきましては日技ホームページ（トピックス欄）にも掲載しております。

記

(パブリックコメント該当ページ URL)

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495120152&Mode=0>

(同送資料)

「歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（案）」に関する意見の募集について
(厚生労働省医政局歯科保健課、意見公募要領)

※パブリックコメント制度の目的(参考)

パブリックコメントは、国の行政機関が政令や省令等を定めようとする際に、事前に、広く一般から意見を募り、その意見を考慮することにより、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に役立てることを目的とする。

以 上

「歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（案）」に関する 意見の募集について

平成24年7月9日
厚生労働省医政局歯科保健課

歯科医師及び歯科技工士が歯科技工を行うに当たって必要とされる「歯科技工指示書」の記載事項を追加するため、また、これまで通知で示してきた歯科技工所の構造設備基準を法令上明確化するため、歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号）の一部を改正することを予定しています。

つきましては、別添の「歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（案）」について、下記のとおり、国民の皆様から御意見を募集します。

記

1. 御意見募集期間

平成24年7月9日（月）～平成24年8月9日（木）（必着）

2. 御意見の提出方法

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合
「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省医政局歯科保健課宛て

(3) FAXの場合

FAX番号：03-3595-8687
厚生労働省医政局歯科保健課宛て

3 御意見の提出上の注意

御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は住所・氏名・年齢・職業を、法人の方は法人名・所在地を記載してください。御提出させていただきました御意見については、氏名・住所・連絡先（ファクシミリ・電話番号・電子メールアドレス）を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御承知おきください。